

古田史学の会・東海

東海の古代

第160号 平成25(2013)年12月

会長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 <Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp>

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

前号に引き続いて「天鳥船、天鵠船、天磐船」を掲載します。

- 1 はじめに：「東海の古代」158号
- 2 先達の知見
- 3 諸手船：「東海の古代」159号

天鳥船、天鵠船、天磐船 (3)

—鳥を船載する、
アウトリガー・フロート付き外洋航海船—

京都市 黄 當時

4. 亀甲

『古事記』（中巻、神武天皇）に、

**故、從其国上幸之時、乗亀甲為釣乍打羽挙来人、
遇于速吸門** (小学館版『古事記』p.142)^{*1}

という記述がある。

この一文は、一般に、

そして、その国から上っていらっしゃった時に、亀の背に乗って釣りをしながら袖を振って来る人に、速吸門で出会った。

(小学館版『古事記』p.142)

そして、さらにその国からお上りになった時、亀の甲に乗って釣をしながら左右の袖をはばたいて来る人に、潮流の速い海峡の速吸門でお会いになった。 (『古事記 上代歌謡』pp.149-150)^{*2}

と口語訳されている。

この物語は、『日本書紀』（巻第三、神武天皇、即位前紀）にも登場する。原文は、

天皇親帥諸皇子・舟師東征。至速吸之門。時有一漁人、乘艇而至

(小学館版『日本書紀』①、p.194)

であり、

天皇は自ら諸皇子・舟軍を率いて、東征の途に就かれた。速吸之門に着かれた時に、一人の漁師がいて、小舟に乗って近づいて来た

(小学館版『日本書紀』①、p.195)

と口語訳されている。

『古事記』の「亀甲」は、『日本書紀』では「艇」と記述されているが、両者は同じものである、と考えてよい。にもかかわらず、これまで、『古事記』の「亀甲」を、例えば、「亀の背」や「亀の甲」と解釈し、『日本書紀』の「艇」を、例えば、「小舟」と解釈してきた。両者の

*1 小学館版『古事記』：新編日本古典文学全集1『古事記』、山口佳紀・神野志隆光校注・訳、小学館、1997.6)。以下、「小学館版『古事記』」という。

*2 『古事記 上代歌謡』：日本古典文学全集1、荻原浅男・鴻巣隼雄校注・訳、小学館、1973.11)

意味に乖離があることに気付いていないわけではないが、手の出しようがないため、触れないようにしているのであろう。

『日本書紀』は、船舶という情報を伝えている。『古事記』の「亀甲」と、『日本書紀』の「艇」とが同じものである以上、「亀甲」は、決して、亀あるいは亀の背ではなく、船舶なのである。つまり、「亀甲」という船なのである。

先に、言語の知識・・・具体的には、極めて簡単なことであるが、カヌーを、ハワイ語でカウ (kau) と呼び、マオリ語でタウ (tau) と呼ぶ、ということを入念に入れておけばよい、と述べた。そして、tauが古代の日本で用いられていた例として、諸手船の手を挙げた。ここでは、kauの例を見ておきたい。

古代日本語では、kauは、例えば、『万葉集』では、「小/乎」と訳される（書き記される）が、表記が一文字で、読みも一音であり、わかりにくく、不安定である。そこで、よりわかりやすく安定したものにするために、類名を加えて、「小船」や「乎夫弥」と表記されている。

「甲」は、「小/乎」と異なり、長音で、類名を付さないが、その意味は、もうおわかりであろう。『古事記』のこの物語では、kauは「亀+甲」という形式で、複音節語の後部に置かれている。言わば、「亀船」というような表記である。

『古事記』の「亀甲」が船であることは、自明である。加えて、『日本書紀』も「艇」という情報で船であることを明示している。^{*1}『記』『紀』ともに、船であることを明示しているにもかかわらず、人々は、海の民の言語や文化についての知識を欠くために、「亀甲」を船に解釈することがどうしてもできなかった。

『日本書紀』(神代下、第十段、一書第一)に、竹籠という単語がある。

竹籠は、情報がやや重複する形ながら、「堅間」を竹製の籠 (kau) とはつきり説明したものである。籠という漢字は、龍に竹冠を付したものである。海の民は、船を龍と見なし、船を龍舟や龍船、さらには、略して龍と言うことが

ある。龍は、想像上の動物であるため、『日本書紀』の編纂者は、龍という字そのものは避けつつも、龍舟 (龍船) の情報を伝えられる漢字として、籠を使用したのである。籠は、船材に竹を用いていることを反映した表記で、後世、宣教師がkauと書き記した言葉を漢字で書き記したものである。

『日本書紀』(神代下、第十段、正文)にも、無目籠、という船があり(159頁)、「籠」は、古訓はカタマであるが、コとも訓む。校注者は

所謂堅間は、是今の竹籠なり

を引いて、

カタマは竹籠の意である

(小学館版『日本書紀』①、p.156頭注8)

と説明するが、「竹籠」を「竹籠」と言い換えるのは、間違っている。両者は、名称も形状も異なる全くの別物である。「竹籠」の訓注が理解できないのは、校注者に限ったことではないが、言い換えるのであれば、竹籠とは、竹籠の意である、とすべきであった。

『古事記』の編纂者は、なぜ、わざわざ籠と訓注を施したのであろうか。それは、籠と読まれるのを恐れたからである。そして、籠という読みでは間違いだからである。

訓注は、重要な情報を提供している可能性が高く、適当な理由がない限り、敢えて無視しない方がよく、理解できない場合には、わからない、と言えよ。このケースで言えば、籠と籠との間に等号を引くことが如何に魅力的に見えても、思いとどまるべきであったが、人々が「竹籠」の解釈に苦しむことは、もはやない。

以上の通り、古代日本語において、kauは、後に類名が続く場合には「小/乎」と書き記され、単語の末尾に置かれる場合には「甲/籠」と書き記されていることがわかった。そして、亀甲が、亀の甲 (kau)、言わば、亀の船、であることがわかった。

亀は、船舶の一部と見なすには、異質な要素であるが、亀の甲 (kau) という船とは、一体

*1 『日本書紀』の「艇」は、洗練された言葉であり、異なる言語や文化を持つ集団にも理解してもらいやすいが、情報としては、『古事記』の「亀甲」の方が原情報を留めたものであり、古代人の言語に関する情報を伝えている点で、はるかに価値が高い。

どのような船なのであろうか。

前述の通り、非文字情報と、後に文字情報に変換された音声情報に共通する情報は、人々は鳥を船に乗せて航海した、ということである。そして、船名を構成する動物は、鳥である。そうすると、この亀は、鳥と解析するしかない。つまり、私たちにとって、亀とは、通常、爬虫類の亀であって鳥類の亀を意味することはないが、古代日本語ではある種の鳥を亀と呼んでいた、と解析せざるをえない。

古代人が鳥を亀と呼んだ例は、他にも存在するのであろうか。

例えば、古代英語では、turtleは、turtledoveの一般的な略称であった¹。

“Turtle” was a common archaic English shortening of the name “turtledove.”

turtledoveは、通常、キジバトと訳されるが²、小論では、亀鴿と訳しておく。そうすると、全称のturtledove/亀鴿を上略した形がdove/鴿で、下略した形がturtle/亀であることが容易に見て取れる。亀鴿は、考察の便宜のため試みに訳したものであるが、古代日本語には、上略した形の鴿や、下略した形の亀が存在したのみならず³、全称の亀鴿も存在したのではないだろうか。ハワイ語には、kuhukukūという単語があり、鴿もしくは亀鴿を意味する (kuhukukū, n. Dove, turtledove)⁴。kuhukukūが、turtleと訳された例を挙げておく⁵。

The voice of the turtle, (archaic for turtledove), ka leo o ke kuhukukū.

茂在氏が述べる通り、海の民は、外洋航海で、目標の陸地や島が視界に入っていない場合に、あらかじめ船に乗せておいた鳥（特に、ハトやカラスなどの陸鳥）を飛ばすのである。鳥が飛び去るなら、その方向に陸地や島があることが

わかり、船に戻って来るようであれば、近くには陸地や島がないことがわかる。

外洋船に鳥を積み込むことは、乗員が生きて再び土を踏むことができるかどうかにかかわる極めて重要な行為であった。その重要度の高さは、鳥の船載が非文字情報と音声情報（後の文字情報）の二種の媒体に登場することからも窺い知れるが、例えば、天鳥船を構成する三要素の中の一要素を鳥が占めることから理解できよう。

5. おわりに

古代日本語の船舶の名称には、適切な海の民の視点を欠いたままでは、正確に理解できないものがある。小論では、先達の知見を手掛かりに、さらに、海の民が用いたであろう言語や文化の知識を入手することで、私たちの視点を海の民の視点に少しでも近づけ、幾つかの船名の意味を解明することができた。

ハワイで、人々が文字と接するようになったのは、1778年にキャプテン・クック一行がハワイに到着し、ハワイの言語を記録したことに始まる。続いて訪れた宣教師たちが、布教のために、人々の話す言葉をローマ字で書き表わしたものが今日使用されている。文字を持たなかったハワイ人は18世紀に文字を持つようになったのであるが、当然ながら、話し言葉（音声言語）がなかったのではない。ご覧の通り、体系的ではないものの、日本の古典がハワイ人の話し言葉（音声言語）を、書き記していたことは、特筆に値する。

古代の日本語の問題を考えたり、古典を読み解くのに、ポリネシア語の知識や、船舶・航海の知識が役に立つという認識は、やがて常識となるのではないか。

*1 Miguel Venegas、<http://www.goldengateaudubon.org/birding/earlybirds/TheyCame> BySea. htm.

*2 小西友七・南出康世主編『ジーニアス英和大辞典』大修館書店、2001、p. 2310。

*3 鴿については、字面の助けもあり、大きな問題はないが、亀については、知識が継承されず、字面からの誤解も加わり、正確な意味を取ることができなかった。

*4 Mary Kawena Pukui & Samuel H. Elbert 1986、p. 174.

*5 Mary Kawena Pukui & Samuel H. Elbert 1986、p. 550.

「東海の古代」158号（平成25年10月）に引き続いて、「七支刀と『こうやの宮』の人形の考察」を掲載します。

1～6：「東海の古代」154号
 7～9：「東海の古代」155号
 10～11：「東海の古代」156号
 12～15：「東海の古代」157号
 16～22：「東海の古代」158号

七支刀と「こうやの宮」の人形の考察
その6

名古屋市 石田敬一

23

那珂通世^{なかみちよ}（1851～1908）は、『増補^{じょうせいねんきこう} 上世年紀考』（三品影英増補、養徳社、昭和23年）で、『日本書紀』は前漢から後漢に流行した讖緯説を採用しているとして、書紀編者は神武天皇即位の年が、推古天皇即位の年である601年（辛酉年）から1260年前の紀元前660年（辛酉年）となるように編集したと唱えました。そして、書紀は神武の紀元を紀元前660年に決めたために、その後の各天皇の治世や享年を長くして記述したとする那珂通世^{なかみちよ}の説が定説になっています。

この紀元前660年を基準にして、書紀の各天皇の在位年数を機械的に並べると、この表のとおり^なの在位年になります。

中国史書に初めて卑彌呼が登場したのは、『梁書』の次の記事です。この記事では、倭国が「光和」年間の178～184年には、相攻伐し乱れ、年を歴て、卑彌呼は王に共立されます。

漢靈帝光和中 倭國亂相攻伐歴年 乃共立一女子卑彌呼為王

（『梁書』列傳／東夷／倭／806頁）

“その5”では卑彌呼が共立された時期を光

『日本書紀』での天皇在位年表

代	天皇	在位年数	元年～死亡年	死後空位
1	神武 ^{じんむ}	76	BC660～BC585	3
2	綏靖 ^{すいせい}	33	BC581～BC549	—
3	安寧 ^{あんねい}	38	BC548～BC511	—
4	懿徳 ^{いとく}	34	BC510～BC477	1
5	孝昭 ^{こうしょう}	83	BC475～BC393	—
6	孝安 ^{こうあん}	102	BC392～BC291	—
7	孝霊 ^{こうれい}	76	BC290～BC215	—
8	孝元 ^{こうげん}	57	BC214～BC158	—
9	開化 ^{かいか}	60	BC157～BC98	—
10	崇神 ^{すじん}	68	BC97～BC30	—
11	垂仁 ^{すいにん}	99	BC29～70	—
12	景行 ^{けいこう}	60	71～130	—
13	成務 ^{せいむ}	60	131～190	1
14	仲哀 ^{ちゆうあい}	9	92～200	—
—	神功 ^{じんこう}	69	201～269	—
15	応神 ^{おうじん}	41	270～310	2
16	仁徳 ^{じんとく}	87	313～399	—

和年間としましたが、正確には光和年間若しくは、そのすぐ後であるとも解釈できるかもしれませんが、いずれにしても卑彌呼は、光和年間の頃に共立され、その後、『三國志』魏書によると、卑彌呼は正始四年すなわち243年に魏に^{ほうけん}奉獻します。

冬十二月倭國女王卑彌呼遣使奉獻

（『三國志』魏書／三少帝紀第四／齊王芳／正始四年／120頁）

紀元前660年を基準にしたこの書紀の年表からは、神功皇后の摂政が、201～269年になることから、それは卑彌呼の時代におおむね合致していることがわかります。書紀編者は明らかに神功皇后を卑彌呼にあてています。

ところが、先に掲げた「日本書紀の在位年表」

に示したとおり、在位期間を機械的に置き換えると応神元年は、西暦270年であり、次の馬の貢^{こうじょう}上記事の応神十五年は、284年の事を指すこととなります。

**十五年秋八月壬戌朔丁卯 百濟王遣阿直岐
貢良馬二匹** (応神紀十五年)

この書紀の考え方に対して、神功紀や応神紀の干支が二運繰り上げられているのではないかと想定がなされます。

これを裏付けようとしたのが、那珂通世^{なかみちよ}であり、次のように主張しています。

- (1) 記紀の歴代天皇の年齢や在位は長すぎる。
- (2) 書紀の紀年は干支のみを合わせ延長させている。
- (3) 神功、応神の時代は、朝鮮の歴史書との間に120年の差異がある。
- (4) 記紀と韓史との帝王代数などの違いについて、韓史が誤っていると見なす理由はない。
- (5) 欠史八代を一世30年と仮定すると、神武元年は紀元前43～紀元前33年となる。

つまり、那珂通世^{なかみちよ}は、書紀の紀年は信頼できず、むしろ韓史の記述を信頼し、これを基準に紀年を考えると、神武元年は紀元前1世紀の頃だということです。

那珂通世^{なかみちよ}が主張するように、神功紀・応神紀の干支が二運繰り上げられているとして、120年繰り下げることが通説となっています。

ところが、馬の貢^{こうじょう}上記事の応神十五年である284年に120年を加えると404年ということになり、第13代近肖古王^{クンチョコ}の治世346～375年の時期に合致しません。

つまり、神功紀・応神紀の干支二運繰り上げ説では、うまく説明できません。しかしながら、この干支二運繰り上げ説は通説となっているのです。

24

一方で、年数が延ばされている『日本書紀』の紀年を『古事記』の崩年干支で修正することが試みられます。『古事記』では崇神天皇の没年の干支を戊寅年と記載しているので、この没

年干支を正しいと仮定して、「崇神崩年＝戊寅年＝318年」とするのが定説になっています。これを基準にして卑弥呼の時代は、第7代孝靈^{こうれい}天皇の頃だからということで、孝靈天皇の皇女倭迹迹日百襲媛命^{やまとととひもそひめのみこと}を卑弥呼に比定する説が最有力となっています。

こうなると、古代史の学問では、『古事記』では崇神崩年が318年であることが定説で、『日本書紀』では干支二運繰り上げ説により神功紀・応神紀は4世紀の記事というのが定説であり、もはや古代史の学問では、『古事記』と『日本書紀』はリンクしていません。関連性を放棄した状況です。

書紀は、いうまでもなく近畿王朝中心の歴史書であって、現王者の系統の正当性を示すため前王者を悪者にしたてるなど政策的に記述をゆがめる面を持っていますが、一方で「一書に曰く」始め多くの異説を紹介していることから、神代は採録した中から取捨選択して記述されたものであり、その内容の多くはいい加減ではなく信頼性があると、私は考えています。

また、その紀年についても、近畿王朝中心の歴史書とするために編年を再整理していますが、だからといって、紀年の全てがでたらめであるとは思いません。基本的には伝世や古書に従ったのであって根拠があるのだと思います。そうでなければ、あり得ない天皇の長寿をそのままにして記述することは考えられせん。

私たちは書紀の記述を肯定した上で、どうして長寿に記述されているかを解明することが必要であって、その記述そのものを否定することは適切ではありません。この長寿について、私は、以前から主張してきたとおり、1年で春秋を区切りとして2歳を数える「二倍年齢」であったとする概念を加えることで十分に理解できると考えています。逆に、「二倍年齢」の考え方を受け入れないと通説である「崇神崩年＝戊寅年＝318年」は成立しないと思います。

二倍年齢説に関する詳細は、拙著「東海の古代」121号(2010年9月)の「『二倍年齢』について」及び同145号(2012年9月)の「天皇の生年・没年について(その1)」をご覧ください。



1、はじめに

『三国志』魏書東夷倭人伝で、卑彌呼の死については

●
卑彌呼以死大冢径百余歩徇葬者奴婢百余人
卑彌呼、死するを以て、大いに冢を作る、径百余歩。徇葬する者、奴婢百余人

●
についての、卑彌呼の「死の原因」について、新たな認識を得たので、次に記す。

2、「死」の用語の用い方

『日本書紀』での人の死については、次のように区分している。

- 崩：天皇の死に用いる。
ただし、倭建命（日本武尊）・神功皇后及び飯豊青尊の死についても用いている。
- 薨：皇后、太子、皇子の死、百濟王の死、重臣の死に用いている。
- 卒：百官・百僚等の死に用いる。
- 死：身分の無い、一般庶民の死に用いる。

『三国志』に於いて、晋の史官だった陳寿は「親魏倭王」である卑彌呼といえども、卑彌呼の死は単なる一般庶民の死に用いる「死」という文字しか使用していない。改めて、中華思想の文字使用の厳しさを感じる。

3、「以死」について

「以死」についての読み下し文は

- ①もって死す・死するをもって・死んだので

②すでに死す
であるが、ここでは①の意味で「卑彌呼が死んだので、大いに冢¹を作った」と、訳した。

4、冢について

・冢径百余歩徇葬者奴婢百余人

・「冢」

①「冢」の大きさは径百余歩、この冢の周囲の墓域に徇葬する者奴婢百余人が埋葬されている。

・其死、有棺無槨、封土作塚。

②その死には棺あるも槨なく、土を封じて冢を作る。

これは冢の形状は円形でその直径は百余歩。これをメートル換算すると25メートル程度の円形の冢（墳ではなくて）で棺とは甕棺のことで、北部九州にある弥生時代の土で封じられた「甕棺墓か木棺墓」であろう。

その墓域に徇葬者百余人に囲まれ、その中に「朱丹」（水銀朱であろう）に彩られ、身体には中国製の絹や錦の衣服をまとった卑彌呼が眠っていると思われる。その墓は中国絹が出土する須玖岡本遺跡（春日市）にある。とする古田説に賛意を表したい。（銅鏡については別に論ずる。）

5、卑彌呼の墓

1里＝300歩

1里＝76～77メートル。

これによれば卑彌呼の墓の径百余歩は100歩≒25メートルとなる。魏晋朝の時代には上に記した短里が使われていた。自郡至女王国万二千余里を「短里」でひも解いていくと『魏志倭人伝』記述の里程誇張説は成り立たないし、卑彌呼の墓が葺石で覆われている前方後円墳とするには形状からも、大きさからも、当たらない。

*1 大きな冢ではない（作大冢でない）。また、「冢」と「墳」の使い分けや違いを明確にすることが重要であろう。

6、「卑弥呼の死」の原因

奥野正男は『吉野ヶ里遺跡の謎』で¹

第6章 発掘された邪馬台国

4・「霊力を失った卑弥呼は死に追い遣られた？」

……

卑弥呼の死因はともあれ、帯方郡が邪馬台国の内政に、つよい権限をもって臨み、郡使が派遣され、その指導のもとで王位の交替や国内の安定がはかられている点を見逃してはならないのである。…… (『吉野ヶ里遺跡の謎』172～174頁)

奥野正男氏の見解(指摘)は適切か検討した。

まず、卑弥呼の死に至るまでの経過を記すと

- ①正始6年(245年)、倭王卑弥呼の正始4年(243年)の朝献の返礼として、帯方郡において難升米に黄幡を仮授させた。
- ②正始8年(247年)、卑弥呼は素から不和であった狗奴国との間に軍事衝突(相攻撃)が発生し、その解決のため帯方郡へ軍事支援要請をする。
- ③正始8年、卑弥呼の救援要請に応える形で、正始6年に難升米に仮授された、黄幡と詔書を携えて張政が来倭する。
- ④卑弥呼は精神が定まらない状態になっていた。(長期の水銀朱の使用のためか?)
- ⑤張政は卑弥呼が精神錯乱のため、卑弥呼に代わって難升米に拝仮させ、檄をもって告諭する。
- ⑥卑弥呼が死んだので(以死)、冢を作り盛大に葬儀を執り行った(大作冢)。
- ⑦男王が立つが國中服さず。
- ⑧壹与を共立して、國中遂に定まる。政ら檄を以て壹与を告諭する。

記述順に大まかに記すと上記のようであり、奥野氏は卑弥呼の死の原因・理由を張政の「檄」に求めようとしている。しかし、倭国における張政の最大の任務は、卑弥呼の軍事支援の要請に応える行動であり、詔書を渡すべき人間は親

魏倭王の卑弥呼以外にはなく、檄によって告諭すべき相手も卑弥呼であるはずなのに

卑弥呼に対してはこの詔書を渡していない。檄によって告諭もしていない。

これは張政が来倭した時には卑弥呼との会見が出来る状態ではないということ。そして実際に卑弥呼の葬儀を見た。張政は卑弥呼の死に直接関わることはなかった。

魏と蜜月状態が続いている倭国の間で「親魏倭王」である卑弥呼を太守であれ、郡使であれ、一存で死に追いやることなど、できるはずもない。

又、檄文内容は先ずは第一に魏朝(帯方郡)の利益すなわち倭国を親魏派にしておくことと朝鮮半島の安定に倭国を活用しようとした。そのために、狗奴国との戦いは休戦という処置をとったのではなかろうか? そして、倭国も狗奴国も共に休戦することに同意した。張政と交渉した狗奴国の人物は卑弥呼・狗古智卑狗だったのだろう。この休戦のシンボルになったのが「黄幢」であり、これを担保するものが張政の倭国滞在ではなかったか?

「黄幢」と「黄幢」についての古田説を要約²すると

正始6年(245年)の「黄幡」は天子の幡であり正始8年(247年)の「黄幢」は病によって迷い続けるの意である。

卑弥呼に関する消息不明状況が書かれていた。それがこの黄幢である。

と述べている。

張政が告諭した檄の内容がどんなものだったかは歴史の真相を紐解くのに重要であるが、それを論じているものが少ない。

7、「徇葬する者、奴婢百余人」について

卑弥呼が死んで、盛大に葬儀が執り行われた。その状況を来倭していた魏使の張政は見聞するところとなった。その中のひとつに「徇葬する者、奴婢百余人」がある。

*1 『吉野ヶ里遺跡の謎』: 奥野正男著 PHP 研究所、1989年8月

*2 「Tokyo古田会News」no142(2012年7月)7頁参照。黄幢は、南宋紹熙本(宮内庁書陵部蔵)による。

この奴婢百余人とは、卑弥呼の宮殿内に侍していた婢（女性）千人の中から卑弥呼の死後の世界でも又、生前と同じように侍ることを要求され、そのために殉死せざるをえなかった婢（女）や宮殿を守護していた兵＝奴（男）なのだろう。卑弥呼の墓を中心に殉葬された奴婢が取り巻いている墓域が作られている。

8 卑弥呼の年齢

古田武彦著『「風土記」にいた卑弥呼—古代は輝いていた1—』から

乃ち共に女子を立てて王と為す。

名づけて卑弥呼と曰う。鬼道に事え、能く衆を惑わす。年已に長大なるも、夫婿無く……。

（倭人伝）

ところが、この「年已に長大」は、『三国志』中に他の例がある。

丕（曹丕）の、業を継ぐに速ぶや年已に長大。

（呉志七）

曹丕は魏の第一代の天子、文帝。黄初七年（二二六）に死んだとき、四十歳だったと書かれているから、延康元年（二二〇）に即位したときは三十四歳だった。それを「年已に長大」と述べているのである。

したがって、卑弥呼が使者を送り、その直後（正始元年＝二四〇）に魏使が倭国の首都にきたり、彼女に逢うたとき、その時まさに彼女は三〇代半ばの女盛りだったのだ。

（朝日文庫『「風土記」にいた卑弥呼』231頁）

「年→長大」の意味は男盛り（曹丕）・女盛り（卑弥呼）のように人の成熟期の年齢だった。卑弥呼はその8年後（正始八年）頃に亡くなるから死亡した時の年齢は40代前半ということになる。これは当時の倭人の寿命40～50歳からして妥当性がある。

その人の寿考、或いは百年、或いは八・九十年

（「魏志倭人伝」）

これは「倭人の二倍年暦」^{（注2）}であるから実年齢は40～50歳となる。

上のように用語の使用例からその言葉の意味

を探ることは有効な手法だと思ふ。

卑弥呼の「老婆像」を含めて、『三国志』「魏志倭人伝」を述べているつもりが、いつの間にか『後漢書』「倭伝」から理解したことを語って、そのことに無自覚で、あたりまえのこととして語っているのが多いのではないか。例えば邪馬壹国を邪馬台国と置き換えたり、卑弥呼を老人像で語ったり、倭国の乱を倭国大乱と書いている。

（注1）水銀朱

「魏志倭人伝」に

- ・丹朱を以てその身体に塗る。中国の粉を用いるが如きなり
- ・その山には丹あり

とあり、色鮮やかな水銀朱を用いていたのであろう。その長期の使用のため、水銀中毒の症状であろう。実際に弥生墓の中には水銀朱が出土している。

（注2）倭人の二倍年暦

壹与が共立された時、年13と記述されているが、この「年13」は倭人からは26才となるが張政らは直接壹与にあっているのであるから13才の少女と26才の女性を見違えることはなからう。この張政と壹与の出会いが、「倭人の世界は二倍年暦」であると、張政サイドは認識し得たのであろう。

又、秦始2年（266年）、張政の帰国を見送った時、壹与32才となっていた。倭国の2倍年暦では64才である。32才の女性と64才の老婆を見違えるはずもなからう。

拙著「倭人の二倍年暦と暦」（『東海の古代』144号、平成24年8月）参照されたい。

11月例会報告

○ 持統4年11月条の奉勅の解釈（追加）

瀬戸市 林 伸禧

「東海の古代」159号の掲載論考によって説明した。

特に強調したのは、「正朔を奉じる」の意味するところを理解すれば、倭国は元嘉暦を用いていた。そして、近畿天皇家の持統天皇は儀鳳暦（麟徳暦）を用いさせようとしていたが、廃止するまでの権力を有してないので、持統四年十一月条は

甲申 奉勅始行元嘉暦與儀鳳暦

甲申（十一日）、勅を奉けて、元嘉暦と共に儀鳳暦を用い始めた。と併用せざるを得なかった。と解釈すべきであると述べた。

なお、百済は滅亡まで元嘉暦を用いていたことを、『隋書』列傳（東夷・百済）

行宋元嘉暦，以建寅月爲歲首。

により説明した。

例会出席者の方から、持統四年十一月条の解釈は同意見であると述べられた。

なお、持統3年（689年）に、唐の則天皇后が周正¹を施行したが、日本での影響を検討する必要があると述べた。

○ 弥生時代に鉄製錬はあったのか？

知多郡阿久比町 竹内 強

日本において石器から金属器へと変わってゆくのは弥生時代青銅器がその始まりとされています。銅剣、銅鐸は弥生時代を代表する遺物となっています。鉄はどうかというと量は少ないけれども出土します。福岡県の曲がり田遺跡（板状鉄斧）今川遺跡（鉄鏃）、熊本県の斉藤山遺跡（袋状鉄斧）などが出土しています。年代で云うと古い物は紀元前八百年から七百年頃と云われています。

しかし、それらの鉄製品が日本で製造された物かどうかは議論の分かれるところです。

考えられることは、

①朝鮮半島か、或いは中国で作られた完成品を持ち込んだ。

②鉄鉱石から取り出された鉄の素材を持ち込み精錬、加工した。

③国内の砂鉄を使い製錬・精錬加工した。

と考えられます。

こうした問題を長年鉄を扱う仕事（鉄の焼き

入れ）に携わってきた経験から私論を述べた。

○ 「こうやの宮」の御神体について

名古屋市 石田敬一

「こうや」の宮の七支刀を持つ御神体がかぶっている兜（冠）は朝鮮半島系のものでないかと写真により示唆した。

○ 藤原宮と新益都について その2

名古屋市 石田敬一

これまで発見された遺構から藤原京はいわゆる大藤原京であるとされているが、近畿地方において最初で最大の都である藤原京は、新益京の名のとおり既存の都を拡大した都ではないかと疑問を投げかけた。

○ 倭語とタミル語

名古屋市 佐藤章司

『日本語とタミル語』の著者、大野晋氏の語る日本人はどこから来たか、について興味があり、日本語とタミル語の接点を探しているうちに、記紀の語る「常世の国」に注目して良いのではとの理解を得たので発表した。

①、常世の国は赤撰直下のインドネシアを中心とした珊瑚礁で囲まれた領域ではないか。

②、①の領域から太平洋に出て南風と黒潮に乗って沖縄・北九州にたどり着いた者がいた。当然、言葉を話した。

③、他方①の領域から、インド洋に出て、南インド地方に辿り着いた者がいた。当然、言葉を話した。

④、②と③の人間の話した言葉は同じ言葉であったはずである。

⑤、この様に、考察すれば古代和語（海洋民）とタミル語が類似することの、可能性はあろう。

この様に「常世の国」の存在地を考えると日本の古代像が見えてくる。すなわち

・禊祓

・二倍年暦

・倭人の鯨面文身(中国会稽地方では断髪文身、

*1 周正：2月繰上げ、11月を歳首（正月）、12月を臘月、1～10月の名称はそのままとした。

平成25年 掲載論文等目録

号数	発行年月	分類	表 題	連載回数	頁	著 者	備 考
149	25年 1月	挨拶	2013年 あけましておめでとうございます。		1	会長 竹内 強	
		論 考	「身冉牟羅國」は「南海の国」か		2	石田敬一	
			難波長柄豊碓宮と難波の朝 ^{みかど}		6	佐藤章司	
		ひろば	『日本書紀』記事の異説 －古代史覚書帳－	2	10	林 伸禧	
150	25年 2月	論 考	対馬や濟州島の珊瑚礁について		1	石田敬一	
			『日本書紀』年表3	3	2	林 伸禧	『日本書紀』 年表3(仁徳 紀～武烈紀)
			九州王朝の「評と冠位」考		8	佐藤章司	
		ひろば	日本に於ける「竹島」の地名について		10	石田敬一	
151	25年 3月	論 考	魏朝、景初・正始年の朔干支		1	林 伸禧	参考「三正 綜覧(抜萃)」
			中国史書における珊瑚樹について		7	石田敬一	
			『韓国道路地図』の竹島		10	石田敬一	
			製塩土器についての一考察		14	竹内 強	
152	25年 4月	論 考	野中寺弥勒像が明かす古代の真実 －銘に刻まれた暦注・十二直「開」－			洞田一典	
			最古の「戸籍」木簡～弥生時代の人口～	2		石田敬一	
			新益京は九州王朝の終都			石田敬一	
153	25年 5月	論 考	ハングル文字と竹島		2	石田敬一	
			日本神話と貝文化考		5	佐藤章司	
		ひろば	中国の暦(三正) －古代史覚書帳－		7	林 伸禧	別紙「年表 －則天皇后」
			『古事記』真福寺本について		10	石田敬一	
			『日本書紀』記事の異説(1)・追加 －古代史覚書帳－		11	林 伸禧	
154	25年 6月	論 考	七支刀と「こうやの宮」の人形の考察	1	1	石田敬一	

		ひろば	中国の暦(三正)ー古代史覚書帳ー	2	7	林 伸禧	
		論 考	藤原宮と新益京	1	10	石田敬一	
155	25年 7月	論 考	「遣隋使」と『隋書』倭国伝		2	林 伸禧	別表A・B・C・D
			七支刀と「こうやの宮」の人形の考察	2	8	石田敬一	画像1・2・3
			小林達雄氏のエヴァンズ説批判についてー縄文土器太平洋横断説批判ー		14	竹内 強	
156	25年 8月	論 考	七支刀と「こうやの宮」の人形の考察	3	2	石田敬一	
			飛鳥浄御原宮と天皇の称号 (薬師寺は九州王朝が建立)		8	佐藤章司	
		ひろば	韓国地名(竹等)についてー古代史覚書帳ー		14	林 伸禧	略図、別表1・2・3
157	25年 9月	論 考	「遣隋使」と『隋書』倭国伝	2	3	林 伸禧	別表
			七支刀と「こうやの宮」の人形の考察	4	4	石田敬一	
			「飛鳥浄御原律令と『日本紀』編纂」考		9	佐藤章司	
158	25年10月	論 考	天鳥船、天鶴船、天磐船 ー鳥を舶載する、アウトリガー・フロート付き外洋航海船ー	1	1	黄 當時	
			七支刀と「こうやの宮」の人形の考察	5	5	石田敬一	
		ひろば	神無月ー古代史覚書帳ー		11	林 伸禧	別表1・2、参考
159	25年11月	論 考	天鳥船、天鶴船、天磐船 ー鳥を舶載する、アウトリガー・フロート付き外洋航海船ー	2	1	黄 當時	
			九州王朝の遣唐使	1	4	佐藤章司	
			藤原宮と新益京	2	7	石田敬一	
			持統四年十一月條の奉勅の解釈(追加)		9	林 伸禧	
160	25年12月	論 考	天鳥船、天鶴船、天磐船 ー鳥を舶載する、アウトリガー・フロート付き外洋航海船ー	3	1	黄 當時	
			七支刀と「こうやの宮」の人形の考察	6	4	石田敬一	
			ひみか 卑彌呼の死	1	6	佐藤章司	

朝鮮半島南部は文身)

- ・記紀の語る(天の岩屋戸神話)常世の長鳴鳥
- ・垂仁記(紀)の語る常世の時じくの香の木の実

このうち、物として理解出来るのは

「常世の長鳴鳥」=鶏の原種(赤色野鶏)。原産国:インド、東南アジア。鶏の原種(祖先)で、現在も野生で生息している。体が小さく、かなり飛ぶことができる。産卵数は年30~60個。

(講談社学術文庫『古事記』の注書では長鳴鳥は鶏¹としているが、常世の国は国外であって日本原産の鶏であるはずがなかろう。)

又、航海法は荒尾南遺跡(大垣市の3世紀の遺跡)出土土器の帆のある船のへら書きから常世の国から九州北部に至るのに帆船が使われた、と説明した。

会員の中からは大野晋氏の「日本語とタミル語」は成り立たないのではないのか、や「常世の時じくの香の木の実=バナナ説」の賛成論・反対論とのやり取りもなされた。

なお、常世の国からインド南部(タミル地方)の航海法は分からないので、今後に待ちたい。

○ 中国史書による倭国年表

瀬戸市 林 伸禧

中国史書から倭国関係記事を抜き出して年表(素案)を作成したのでその状況を報告した。年表を作成したところ、判明した事項を述べた。

① 中国史書から古代の日本は歴史区分として3区分できると思われる。

- ・原始から漢時代まで
- ・後漢~南北朝時代
- ・隋時代以降

② 『旧唐書』と『新唐書』では、年号の記述方法が異なる。

- ・『旧唐書』:改元を行った時点で改元年号を記述している。
- ・『新唐書』:改元を行った歳の正月に遡って改元年号を記述している。

特に、則天皇后は頻繁に改元している。

その改元状況を資料により説明した。

③ 『三国志』魏書には「卑彌呼」と「俾彌呼」が記述されているが、帝紀に記述されている「俾彌呼」が正しい人名である。

④ 『隋書』には、「倭国」と「倭国」が記述されているが、帝紀に記述されている「倭国」が正しい国名である。

12月例会予定

日時:12月8日(日)午後1時30分~5時

場所:名古屋市市政資料館(第1集会室)

名古屋市東区白壁1丁目3番地

Tel:052-953-0051

参加料:500円(会員無料)

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分等

駐車場

- ・名古屋市市政資料館:12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場:南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク:南東角交差点の東、有料(40分200円)

今後の予定

1月例会:1月19日(日)名古屋市市政資料館

2月例会:2月9日(日) "

例会は、1月は**第3日曜日**、2月は**第2日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配付される場合は、「**20部**」ご用意願います。

*1 長鳴鳥:声を長くひいて鳴く鶏のこと。息の長い鶏であることから、常世の鳥としたのである。(講談社学術文庫『古事記』上、92頁)